

### 介護保険料の賦課・徴収誤りに伴う 町長及び副町長の給与の一部減額について

与謝野町では、次のとおり町長及び副町長の給与の一部を減額するための与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正に係る専決処分を行いましたので、公表します。

#### ○ 専決処分の経過について

与謝野町介護保険条例を誤って改正したことにより、多額の賦課・徴収の誤りが発生したことに関し、その責任を明確にするため、緊急に与謝野町長及び副町長の給与の一部を減額する必要が生じたので、令和7年4月18日付けで与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しました。

#### ○ 専決処分の内容について

##### 1 町長及び副町長の給料月額減額

町長 100分の10の減額

副町長 100分の5の減額

##### 2 減額する期間

町長、副町長いずれも令和7年5月1日から同年5月30日までの1ヵ月

##### 3 施行期日

公布の日（令和7年4月18日）

※専決処分の内容に係る質疑応答につきましては、令和7年4月25日（金）開催の定例記者懇談会の場で山添町長が直接対応させていただきます

#### ○ 山添町長のコメント（お詫び）

公平・適正であるべき介護保険事業の運営においてこのような誤りがあったことで、町民の皆様のご信頼を大きく損ねる結果となったことを、町政を預かるものとして重く受けとめております。

今後は、影響を受けられた皆様に対する誠意ある対応に努めますとともに、再発防止策を講じてまいります。

# Press Release

## 報道各社 御中



令和7年4月21日  
与謝野町

### ○ その他

今回の事例に係る住民説明会を町長・副町長出席のうえ開催します。

＜加悦地域＞

日時 令和7年4月25日（金）午前10時～

会場 元気館2階農事研修室（与謝野町役場加悦庁舎横）

＜岩滝・野田川地域＞ ※開催時間など詳細は調整中

日時 令和7年5月12日（月）

会場 わーくぱる、岩滝保健センター

また、町有線テレビ放送（KYT）でも、4月19日（土）～21日（月）まで、町長の謝罪および経過・今後の対応などについての説明番組を放映しております。

#### 問い合わせ先

福祉課 矢野

電話：0772-43-9021